

阿比乃中山

あひのなかやま

相模湖歴史研究会報

第七号 令和二年三月一日発行

平成二十九年三月一日 創刊

阿比乃中山 第七号

第七号 目次

一、第四回 内郷歴史散策レポート若柳地区 一頁～二頁

相模湖歴史研究会会員 石川次郎

第四回 内郷歴史散策 保存記録 若柳編 二頁～三頁

相模湖歴史研究会会員 石川次郎

二、寸沢嵐の分村と与次右衛門伝説 その三 三頁～十六頁

相模湖歴史研究会会員 山田正法 十六頁～二十頁

三、忘れられた始祖

相模湖町歴史研究会会員 江藤建市

令和元年十月十一日 台風十九号

四、石老山周辺の崩落災害状況写真

二〇頁～二十四頁

第四回目の歴史探索というかフィールド調査をうす晴れの下で実施した。

一、期日 平成三十年五月六日（日）九時 若柳 諏訪神社前

二、参加者 山田正法・江藤建市・経沢寛・神保一夫・大谷均・岡本征夫・石川の七人。

三、山田会長挨拶

四、山田会長が配布した若柳散策ルート図・資料により会長が説明開始。

※諏訪神社の成立時の説明から入る。

※階段の左右にある燈籠などについて調査した資料により説明。

※新桂橋開通前の昭和四十七年以前は階段は旧桂橋を上がった道路の前より上がる道に鳥居があり、四十段位の階段の先に本殿があつたと言われている。（現在の若柳トンネルの上あたり）

※旧地、西村、長久保、原村を歩いてお墓等を見て回る。

相模湖歴史研究会はフィールドでの内郷歴史散策を年一回行う事となり、毎年、五月連休中に開催しています。今年は第五回として「奥畠」地区の歴史散策をしました。既に第一回は「山口・関口地区」、第二回「鼠坂地区」、第三回「阿津地区」、一昨年は第四回「若柳地区」の散策が行われました。

今号の『阿比乃中山 第7号』では、いつもの様に相模湖歴史研究会員石川次郎氏に歴史散策レポート依頼し、一昨年の若柳歴史散策レポートを掲載しました。引き続き保存用の山田会長記録も併せて掲載しています。

第四回 内郷歴史散策 ～若柳地区

相模湖歴史研究会発表資料

平成三十年五月十九日

相模湖歴史研究会会員 石川次郎

※原村には江藤家が四軒、川村家(原の上)、吉田家(原の下)があつた。

※県道を渡り、宝福寺の前を通る。この寺には

孝女平井ハツの石碑がある。

※今回、行つてみたかつた寺尾(又は寺子)の渡しへ下りる。この道は

大山街道の道で今は人通りのない坂道を十五分位下りると、沼本第

二貯水池が水底に沈んで、往時の面影を偲ぶ

事は出来ないが、両河岸がせばまつた流れの

穏やかなこの地が好適な場所であつたろう。

五分位休憩後した後、下左の写真の道を戻つて来る

と檣(なら)やくぬぎの雑木林を登る事二百メートル位、途中にひつそりと地蔵尊がたつてているのがなにかもの寂しい。

※旧桂橋(下右一枚の写真)への下りる道は道路から一部見えるが疲れもありやめた。

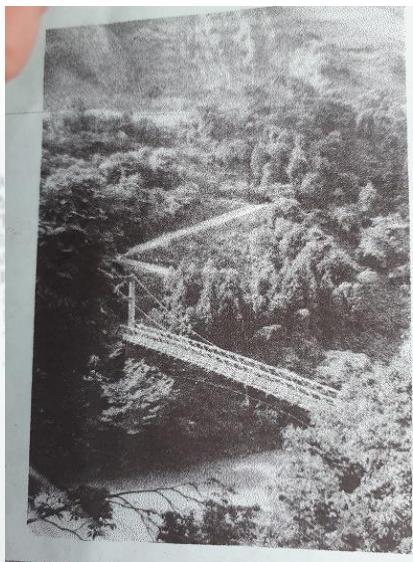
※十二時近くになり千木良側の寺尾の渡しにも

寺尾の渡しへの坂道を下りる

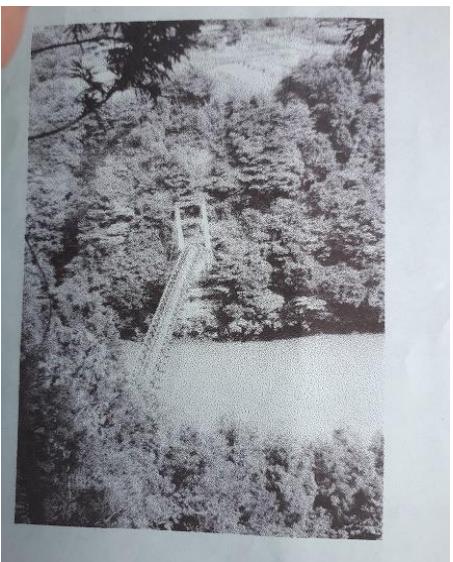


今は人通りもまれな寺尾の渡しより若柳の台地へ登る大山街道

旧桂橋を若柳側より見る



旧桂橋を赤馬側より見る



行こうとしたがこれもやめ十二時少し前に解散した。

以下は 山田会長の同地区散策保存記録より

第四回 内郷歴史散策保存記録 若柳編

平成三十年五月六日 (日)

一、あいさつ (司会..事務局 山田正法)

・午前九時 若柳諏訪神社集合 挨拶

・出席者 計七名

出席者
松沢覚 石川次郎 江藤建市 岡本征夫 神保一夫 大谷均
山田正法

・欠席者 計五名

石井吉彦 小山創 村田公男 山口芳文 小野潔

二、内容 講義

*山田会長が若柳地区の小字、屋号、地名入りの地図一枚と、その資



料三枚を配布する。地図には諏訪神社までの往復経路が記載、地図上には江戸時代の字名や板碑の存在場所の記載有り。資料1は諏訪神社の燈籠や蝦蟇石造に刻字された江戸時代若柳村住人の読み取つた俗名が記載されている。資料2若柳部落の「おしやぐうじ」の写真資料と川村家墓地にある板碑の写真を掲載。

*前日の五月五日は第二十五回内郷探索レクリエーションがあり、同じく若柳から奥畠地区の探索を行つたようで、石川次郎、終沢覚氏が参加した。

ア、資料1の諏訪神社について資料説明をして散策開始。諏訪神社元は沼本の「宮地」遠藤家傍にあつた事。その後寸沢嵐村成立し、若柳村諏訪神社なので若柳地区に移転。イ、松石家の各屋号「西」「沖西」「西の上」「西の下」一帯は西村と言われていた。

ウ、若柳村に江藤家が戦後頃まで四軒ありそれらの墓地を確認す。原村と言われていた。

エ、川村太助家の墓地にある永和五年（一三七九）の板碑を見学する。孝女平井はつ家があつた「しのみや」を通り若柳と阿津堺の小橋から宝福寺へ向かう。

オ、宝福寺から「寺尾の渡」のあつた場所へ向かう、相模川傍で休憩する。キ、渡の「番所」地名にある平井家墓地を見学。ク、平井家・小野沢家がある江戸時代・久保村と言わたことを説明。平井家の「長久保」も昔はこの地にあつたことを説明。ケ、「おしやぐじ」と言われる場所に平成六年頃、山田氏が写真を撮つた資料3の「奉再建立捨空子大権現宮」跡を調べたが、畑所有者・川村桂家の現奥さんが丁度、畑で働いていたので聞き取り調査をし、ト、十一時四五分、諏訪神社に戻り、千木良側の寺尾の渡と、旧桂橋まで行く予定は会員疲労もあり中止となつた。

以下は、平成三十年二月号発行の『阿比乃中山 第三号』、平成三十一年三月発行の『阿比乃中山 第五号』に掲載の「寸沢嵐の分村と与次右衛門伝説」、その一、その二の続きです。今回で終結となります。そちらの「阿比乃中山」第三号、第五号も併せてご覧下さい。

尚、寸沢嵐村や江藤与次右衛門に関する古文書の解説は、城山「久保沢の昔を語る会」や藤野歴史研究会会长で、当会会員でもある村田公男氏が「石老山 第十九号（二〇一八年一月発行）」で、寸沢嵐村文書として掲載し、解説発表されているものと内容的にも重複する箇所もあり、そちらも参照して頂きたい。

寸沢嵐の分村と与次右衛門伝説 その三

五、古文書と寸沢嵐村名主与次右衛門処刑伝説について

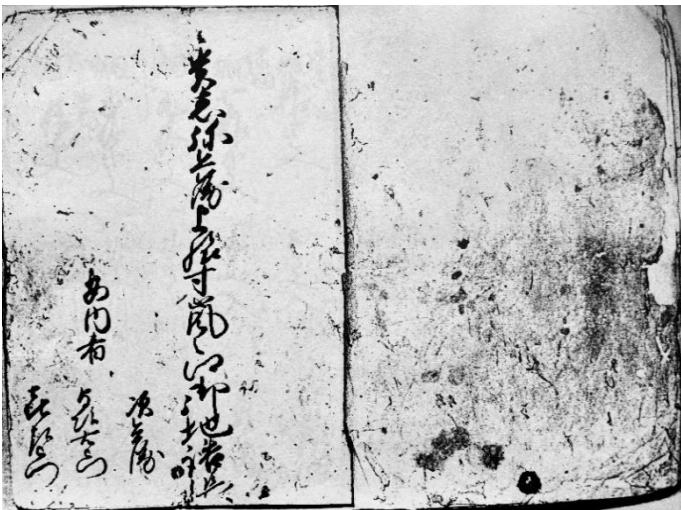
イ、江藤与次右衛門処刑についての伝承

江藤与次右衛門の処刑については、平成五年七月号、相模湖町広報掲載の相模湖再発見シリーズ、その十「江藤与次右衛門伝説と寸沢嵐村」に於いて、筆者が僅かな資料をもとに、与次右衛門処刑の原因と成つた「野論」について、推察を試みているので、そちらも参照されたい。ここで、近現代に伝承されている名主与次右衛門の処刑伝説について書かれた参考文献・資料を掲載してみる。

まず始めは大正七年、柳田国男のわが国最初のフィールド調査が、内郷会（若柳村と寸沢嵐村）で行われた。この内郷村に当時の貴族院議員で「郷土会」会長の柳田国男と会員等は、八月十五日より十日間の内郷の郷土調査を実施した。その招請先鋒に当たつたのが当時の内郷小学校校長でもあつた長谷川一郎氏である。家康が関東に入国すると若柳村の寸沢嵐郷が貴志弥兵衛正吉に宛がわれたが、元和四年に貴志弥兵衛正吉の子・正盛が亡くなり貴志家の嗣子がないため、寸沢嵐郷は元和五年（一六一九）幕府に上知され、日

連の代官・守屋佐太夫行廣によつて検地が行われ、幕領の新たな寸沢嵐村が誕生した。この時の検地の古文書が「貴志弥兵衛上給寸沢嵐之郷御地詰帳」である。この古文書を何処から手に入れたか分からぬが、最初に所蔵していいた人は長谷川一郎氏である。この地詰帳には表紙（写真1）がなく、長谷川一郎氏はその地詰帳の鑑定を大正七年、内郷村調査に来た小野武夫氏や、昭和三十一年八月には明大教授の木村礎氏に見てもらい、元和五年の「貴志弥兵衛上給寸沢嵐之郷御地詰帳」である事を確認し、証明された旨をこの地詰帳の最初に付加している。また、この「貴志弥兵衛上給寸沢嵐之郷御地詰帳」作成の案内人として、喜左衛門、次兵衛、与次右衛門の三人の名前があるが、特に与次右衛門処刑に関する所見も述べ記載している。その所見内容を記して見ると次の様である。

写真1 貴志弥兵衛上給寸沢嵐之郷御地詰帳
表紙か？



元和八年は西暦一六二三年也。仮に与次右衛門が五十年生きたとしても天正元年の生まれである。足利十五代義昭の時代、武田信玄死亡した時である。

元和八年に死亡せし故昭和十七年より逆算三百二十一年前である、故に與次右衛門が名主として案内者として活動した時代は少なくとも慶長年間の事であるらしい。右により推定すると、この水帳も矢張慶長時代のものであるかと思う。即ち八年前は慶長二十年に当たり、二代將軍秀忠公の時代である。與次右衛門名主は江藤を姓とし当時の名主中で頗る勢力のありし事は、色々の傳説として残っている。然るに勢力家の反面に悪事を行つた話がある。それは税金のつかいこみである。

税金の横領罪として遂に磔刑の極刑にされてしまった。現に寸嵐より沼本に下り口に（ハリツケ畠）というのが残つてゐる。そして「さらして」になつたと傳えられている。どの位のつかい込が知らぬが（はりつけさらしづ）とは餘りに極刑である、故に三百三十八年後の今日（一九六〇）迄口碑に残つてゐるのである。

これが為に同村の名主村長は与次右衛門の靈魂が祟つて終りを全うする人がない。つまり何か事件が起らねば、病氣するか死ぬとかいわれたものである。（私が村長就職した時に神官を頼りに与次右衛門の慰靈を慰める為に御払いをした、為に二期八年間中期中何事もなくむきず遣すことができた）

-
-
-
-
-
- 省略
-
-
-
-
-
-
-
-
-

案内者三人の内與次右衛門は寸沢嵐村（現内郷寸沢嵐）の名主であつた。小字寸嵐江藤家の墓地の内に左の如き文字を刻した石塔がある。

以上であるが、寸沢嵐村の江藤与次右衛門処刑伝説に関する地元の伝説者として、明治生まれの方が二人いて、その伝説の内容は、全く同文でその原

元和八壬戌八月十五日
江月永照菴主
俗名 江藤與次右衛門

文が何方か明白ではない。一人の方は『津久井の昔話 第一集』（昭和四十五年四月二十八日 津久井福祉事務所発行）に掲載した、当時寸沢嵐老人クラブ会長であった江藤藤江さんである。もう一人の方は『寸沢嵐の昔話』（昭和五十二年四月二十四日発行）著者である宮崎昇次さんである。先述の通り同文であるので、その記載の江藤与次右衛門処刑伝説の全文を掲載して見よう。

「時代は詳しくはわかりませんが、年寄の話に、江藤与次右衛門と云う人

が当時の名主役を勤めて居たそうです。お上に納める（年貢）租税の様なものだと思いますが、私共も子供心に聞いた事ですが、この金を横領したと云う事で厳しい取調べの上、遂に張付けの刑に処せられ殺されたと云う伝説があります。場所は旧道の沼本部落へ下ると云う所に現在は数年前より小さな工場が建つて居ります。処刑された時に上の役人が誰か親類身寄りの者はないかと尋ねましたが一同之を恐れて名乗つて出る者は無かつたそうですが、隅に沼本部落の人大谷六左衛門という人が私が親戚だと申したそうです。その時お役人が、然らば其の方に此の与次右衛門の財産は全部お前に与えると云い渡しがあつて、此の人が頂いたそうです。昔の人の話では横領と云つても僅かばかりのお金だつたそうです。如何なる間違いかわかりませんが斯様な非業の最期を遂げられた事は、如何に当時の世相のきびしかった事が偲ばれます。

其の後、或る老人の話を聞いた事があります。昔信州の或る所で無情の最後を遂げ亡くなつて化物が出ると世間の評判になり、此事を聞いた偉い坊さんが亡くなつた人の戒名に江月と云う文字を書き入れて慰靈にお経を上げてから斯様な話が無くなつたそうです。時代は変わりましても、若し与次右衛門様にしても斯様な事のないように戒名（江月）何々と碑に刻まれてあるという事を聞きました。

私も此の話を聞いてから、此の人のお墓に参り石碑を調べました。老人の云う通り石碑は河原石の様な石に漸く其の文字を認められまし

た。其後、幾多の星霜を経て時代は明治、大正と変り昭和の初期となり、時代の変遷に依り又斯様な話が浮びました。

農村では歴代の村長が奉職すると病死したり又早く亡くなつたり誠に悼しい世論がしきりとあり、当時の村長（昭和の初期）長谷川さんの時代に村委会員、其の他の有志の間より故江藤与次右衛門の祟りではないかと様々な話が持ち上り、早速神官を頼み慰靈式を挙行した事もありました。其の後斯様な話は無くなりました。」

以上の様な伝説が寸沢嵐に現在も伝わるが、すでに『阿比乃中山 第三号』にも掲載した、慶安の古文書内容（「恐乍返答書を以申上候御事」神奈川県公文書館蔵・寸沢嵐村古文書 状⑪・別状2）や今号掲載の次の古文書（「恐乍返答書を以申上候御事案書」同蔵・寸沢嵐村古文書 状⑪・別状1）と現在の伝承とは大きな相違が見られるようである。

今まで語り継がれて来ている以上の「江藤与次右衛門処刑伝説」内容を分析し整理してみると次の様になる。

一、与次右衛門は「張付けの刑」で、伝承ではその場所名「ハリツケ畠」も分かっている事から、村民の目の前の公開処刑であつた事となる。また、「処刑された時にお上の役人が誰か親類身寄りの者はないかと尋ねたら一同これを恐れて名乗つて出る者は無かつたが、隅に沼本部落の大谷六左衛門という人が私が親戚だと申し出た」とある事からも村民の面前での処刑が想像できる。

二、年貢の様な租税の横領が原因らしいという事なので、寸沢嵐村農民を巻き込んだ不正は伺われない。個人的な罪として処刑されたのであろう。公開処刑という状況なので、村民へのみせしめという事にもなる。

三、寸沢嵐村の義民が与次右衛門であつたという説も考えられるが、過去の古文書等に於いて、それらしき内容を記した古文書もなく、義民としての記述は見当たらない。

四、名主与次右衛門の跡地については、「沼本部落の人大谷六左衛門」という人が私が親戚だと申し出ると、お役人が、然らば其の方に此の与次右衛門の財産は全部お前に与えると云い渡しがあり、此の人が頂いた」とあるが、この事は『阿比乃中山 第五号』「寸沢嵐の分村と与次右衛門伝説 その二」で既に立証済みであるが、筆者作成の沼本部落俗名変遷表を参照して、これから記述する古文書等の分析からも、六左衛門先祖の大谷孫右衛門が後継した事に間違いはない。

尚、筆者は平成三十一年三月二十六日、以前の資料を基に、相模原市緑区二本松の大谷家の墓地を見せて頂き、江藤与次右衛門の墓石を確認し、写真を撮らせてもらつた。沼本地区住居の大谷家は津久井湖築造の為、大部分の墓石がある。その

沼本地区の人達と共に二本松へ移転して行つた。その為、大谷家墓地も大蔵寺別院のある共同墓地内に移転された。その大谷家墓地内に江藤与次右衛門の墓石がある。その

写真を次に掲載し

写真 2・3・4

写真3 江藤與次右衛門-左側

写真2 江月永照菴主-正面



月二日のもので、与次右衛門処刑後、僅か二十七年しか経っていない。享保年間の内容よりさらに核心に迫った古文書と言える。

この古文書は 寸沢

嵐村孫右衛門が御代官所のお尋ねに返答した古文書「乍恐返答書を

以申上候事案書」である。『阿比乃中山 第三号』にも掲載した、慶安の古文書内容（「恐乍返答書を以申上候御事」神奈川県公文書館蔵・寸沢嵐村古文書 状⑪・別状2）と次の状⑪・別状1は同年代同月のもので、大体同じ内容で、与次右衛門に関係した内容も同じである。ただ、『阿比乃中山 第三号』にも掲載した、寸沢嵐村古文書 状⑪・別状2は、天正十九年（一五九二）以前の若柳村名主「榎本ちくご」の存在を明らかにするものとして使用した。

この第七号、「寸沢嵐の分村と与次右衛門伝説 その三」、第五章口の古文書状⑪・別状1（写真5・6）は「与次右衛門」に関する内容が多く、そのため史料として掲載使用した。

尚、この古文書全文は古文書解読として、原文が長文の為、前文を写真5、後文を写真6として以下に全文掲載した。写真は筆者が撮影した写真を拡大コピーしたもので判りにくい箇所もあり、その点はご容赦の程、お願ひします。また、下段の解読個所の□は筆者の解読不能文字です。多分に間違いがある点、勉強不足お詫び申し上げます。

口、「恐乍返答書を以申上候御事案書」（神奈川県公文書館蔵・寸沢嵐村古文書 状⑪・別状1）からの与次右衛門処刑伝説分析

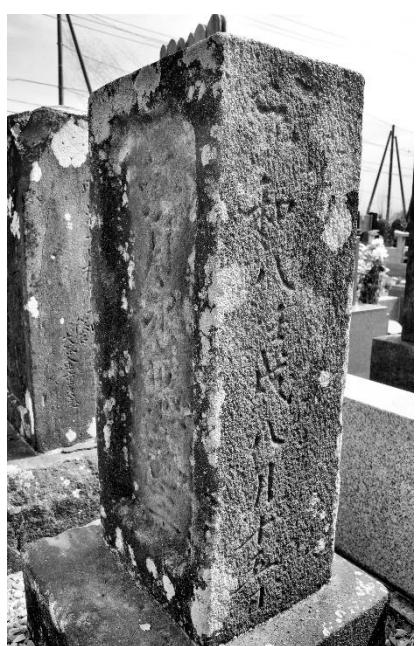
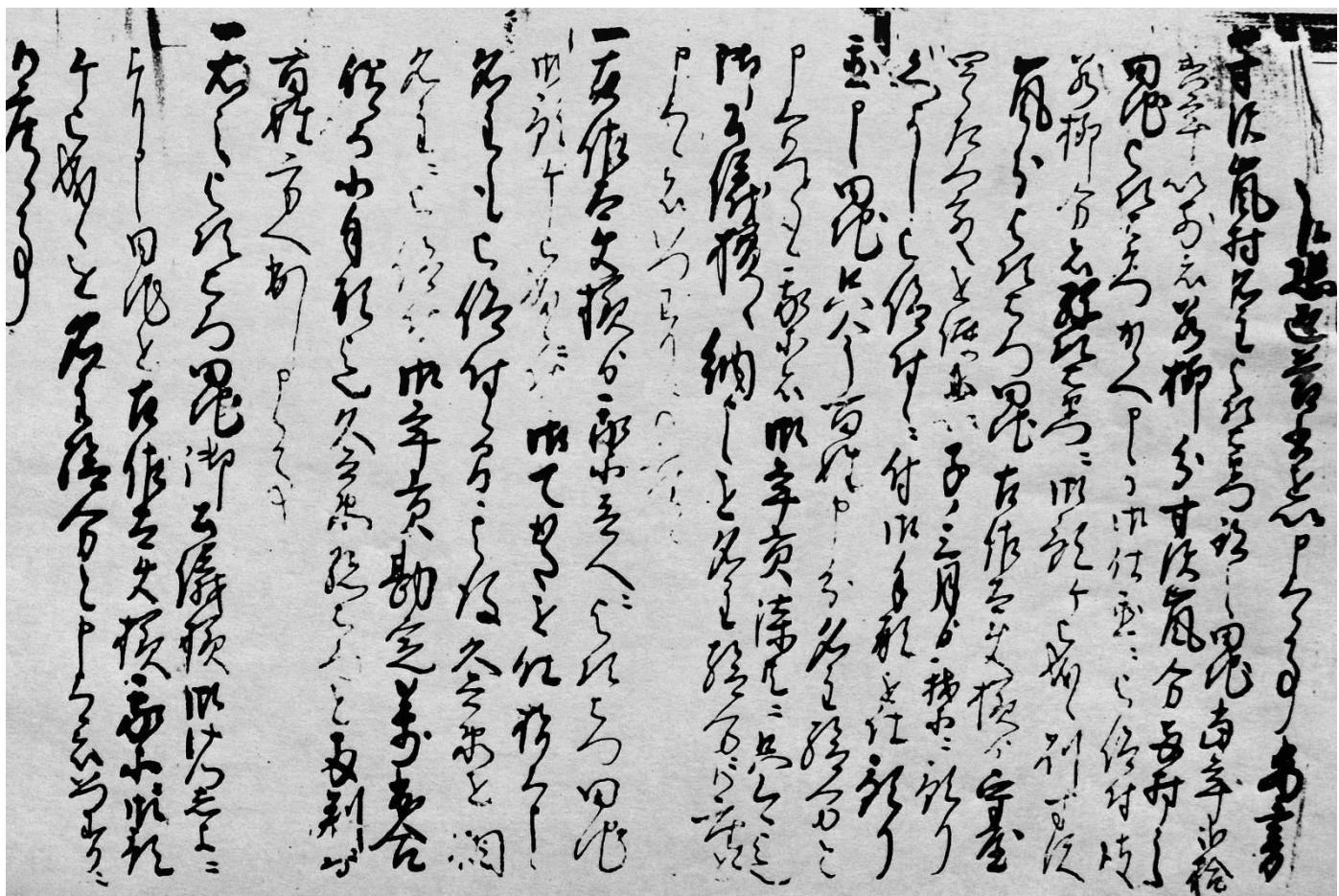


写真4 元和八壬戌八月十五日-右側

写真5 「乍恐返答書を以申上候事案文」 県公文書館蔵・寸沢嵐村古文書 状⑪別状1前文



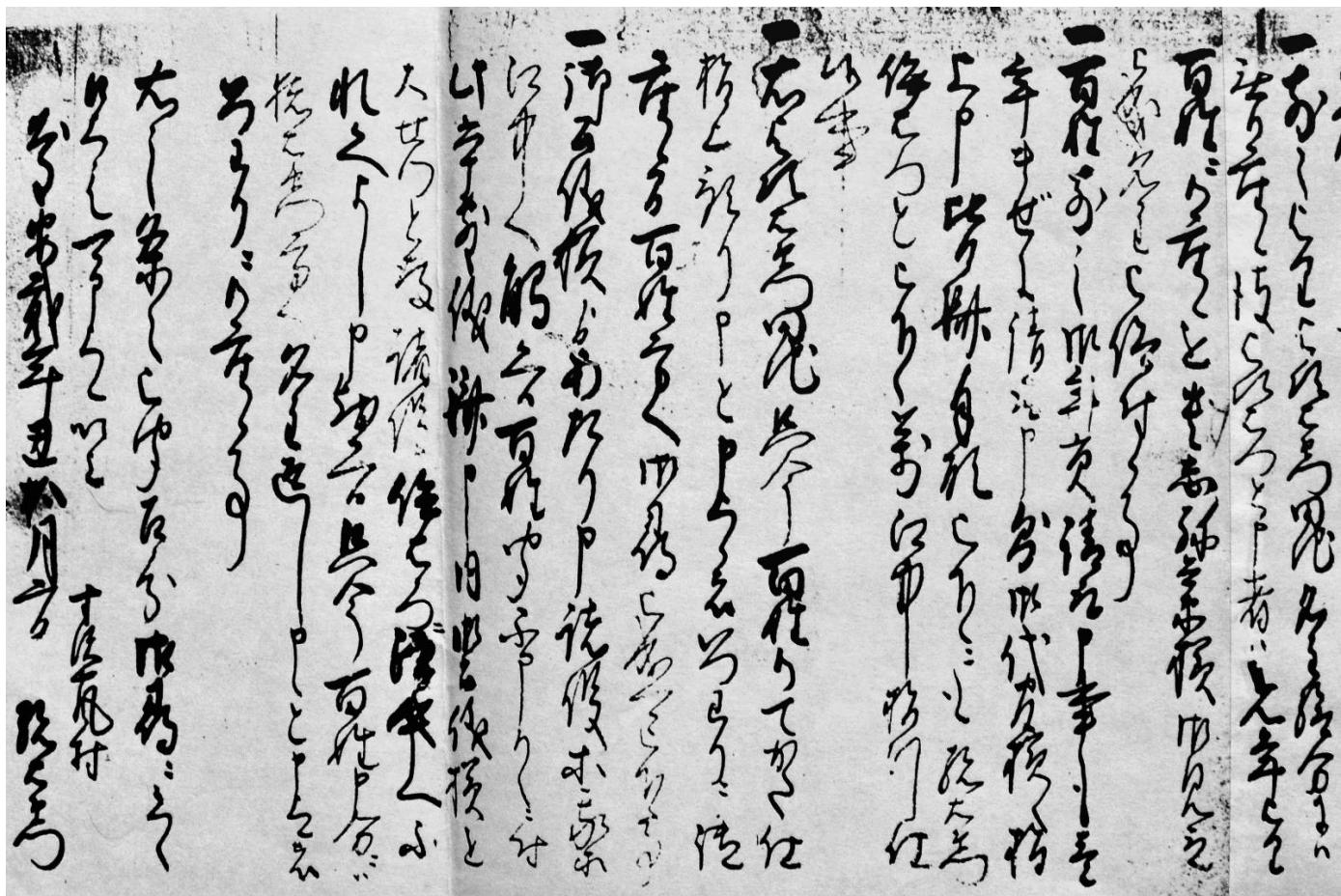
乍恐返答書を以申上候事案書

一寸沢嵐村名主与次右衛門跡之田地、当年式拾六年以前者若柳分寸沢嵐分両村之田地、与次右衛門かゝへ申候か御仕置ニ被仰付、彼若柳分者弥次右衛門ニ御預ケ被成候、則寸沢嵐分与次右衛門田地、古佐太夫様ら守屋四郎左衛門殿を使に以、子ノ三月ら我等ニ預り候へよし被仰付候ニ付、御手形を仕預り置申候、田地只今百姓申分、名主給分と申上候ても、我等者御年貢漆共ニ只今迄御公儀様へ納申候を名主給分ニ御座候と申上候者いつわりニ御座候

一古佐太夫様ら我等壱人ニ与次右衛門田地御預ケ被成候ニ付、御てかたを仕指上申候、名主も被仰付候間、其後久兵衛を相名主ニ被仰付、御年貢勘定萬出合仕候而、小手形迄久兵衛・孫右衛門と両判ニ而百姓方へ出し申候事

一右之与次右衛門田地、御公儀様御けつしよニ上り申候田地を古佐太夫様、我等ニ御預ケ被成候を名主給分と申上候者いつわりニ御座候事

写真6 「乍恐返答書を以申上候事案文」県公文書館蔵・寸沢嵐村古文書 状⑪・別状1後文



一前々より与次右衛門田地名主給分にハ
無御座候、彼与次右衛門と申ハ先年より
百姓ニ御座候を貴志弥兵衛様御見立
被成名主被仰付候事

一百姓別之御年貢請取申事も壹
年キゼに請取申、則御代官様へ指
上申、皆済手形被下候ニも孫右衛門
伊右衛門と被下候、万郷中指引仕
候事

一右与次右衛門田地只今百姓御てがた仕、
指上預り申と申上候者いつわりニ御
座候間、百姓方へ御尋被成可被下候事

一御公儀様おわたり申諸役等、我等
郷中へ触候へハ、百姓聞不申候ニ付、
此六ヶ敷候儀済申内、御公儀様を
大せつと存、諸役伊右衛門ニ郷中へふ
れ候へよし申越候へハ、只今百姓申分ニハ
孫右衛門方へ名主返し申候と申上候者
いつわりニ御座候事

右之条々被聞召分御尋ニ候ハ、
口上ニて可申上候、以上

慶安弐年丑 拾月二日 寸沢嵐村
孫右衛門

写真5、写真6の内容は大体、次の様に成る。

一、寸沢嵐村名主与次右衛門跡の田地は、当年より二十六年以前、つまり、元和九年（一六二三）以前は、若柳分寸沢嵐分両村の田地、与次右衛門が抱え持っていたのか、お仕置きに仰せ付けられ、若柳分は弥次右衛門（奥畠鈴木家）に預けられ、別の寸沢嵐分の与次右衛門田地は、守屋佐太夫行広（古佐太夫）様より、守屋四郎左衛門殿を使い、子の三月より我等に預かりべく仰せ付けられたので、お手形をして、預かっていた。田地只今、百姓の言い分の名主給料（名主給分）であるといつても、我等は御年貢漆共に只今迄御公儀様へ納めているにも拘わらず、名主の給料であるとする事は、事実でないことである。

一、守屋佐太夫行広（古佐太夫）様より我等一人に与次右衛門田地お預けなされたので、預りの御手形を差し上げていた。名主も仰せ付けられたので、其の後、久兵衛（奥畠鈴木家）も相名主に仰せ付けられ、御年貢勘定や全ての決済、小手形迄、久兵衛・孫右衛門印を両判して百姓方へ出してきている。

口、処刑原因の推察

さて、前記古文書の書かれた時は、慶安二年丑（一六四九）であるから、与次右衛門が処刑されたのは、墓石記載の写真4で分かるように元和八年（一六二二）で、処刑から二十七年後の古文書である。また、これについては写真5でも「寸沢嵐村名主与次右衛門跡の田地は、当年（慶安二年）二十六年以前、つまり、元和九年以前は、若柳分寸沢嵐分両村の田地、与次右衛門が抱え持っていたのか、お仕置きに仰せ付けられ……」と書かれていて与次右衛門処刑は元和八年で間違はない。

一、百姓前々、御年貢請け取る事も、一年期の錢を請け取るも、御代官様へ指し上げ、その皆済手形には、孫右衛門（大谷家先祖）・伊右衛門（鈴木家先祖）へと下され、全ての郷中の損得勘定されている事。一、右与次右衛門田地は、只今百姓が手形をして指し上げ、預かっていると申すことは、事実ではない事なので、百姓方へお尋ねされるべく事。

一、御公儀様より渡される諸役等を、我等郷中へ触れるとき、百姓聞き申さず、此の難しい儀、済（わたり）申す内、まずは御公儀様を大切と存じて、諸役を伊右衛門に郷中に触れ回すようにしたが、百姓の申分は孫右衛門へ名主を返すように申したと言う事は事実ではない事である。
右の条々お聞き召され、お尋ね下されば、口上にて申し上げ致します。以上

慶安二年丑十月二日

寸沢嵐村

孫右衛門

の子貴志弥兵衛正盛は、元和四年（一六一八）十八歳にて死去し、その後貴志家は嗣子が無いため断絶した。そして元和五年（一六一九）寸嵐之郷上給検地が行われ寸沢嵐村の誕生となつた。その後、寸沢嵐村の守屋左太夫代官下で与次右衛門は元和八年の処刑されるまで、寸沢嵐村の有力者として寸嵐之郷上給検地では案内役も勤めていたのである。

筆者は元和五年（一六一九）の寸嵐之郷上給検地帳（写真1）を念入りに調査した。この検地帳の分析では江藤与次右衛門は総耕作人の中で第九位の耕作高で一〇二一貫文であった。（阿比乃中山第5号掲載済）そして、与次右衛門耕作地は全て畠地で、田地は全く見つける事が出来なかつた。しかし、古文書には「当年式拾六年以前者若柳分寸沢嵐分両村之田地、与次右衛門かゝへ申候か御仕置ニ被仰付・・・」とあり、与次右衛門が若柳村・寸沢嵐村に田地を抱え持つていた事が伺える。寸沢嵐村の田地は殆んど小名沼本か道志に存在するが、この地字に与次右衛門の田地としてその耕作名は見られない。

また、与次右衛門の出自は全く不明である。現在の寸沢嵐村江藤家先祖を見ても、与次右衛門が何方の先祖であつたかは全く不明で、過去帳、古文書等を見ても明らかではない。お仕置きされたと言う事で、先祖が記録に遺さなかつたのであらうか。また、伝説で「処刑された時にお上の役人が誰か親類身寄りの者はないかと尋ねましたが一同之を恐れて名乗つて出る者は無かつた」と伝えられているが、与次右衛門の後継者は無く、独り者であつた可能性もある。

寸沢嵐には天正三年（一五七五）、宗首座開山の「宝源寺」と云う臨済宗宝福寺末の寺があり、この寺は江藤氏一族の氏寺であつたと思われる。その八年後の天正十一年（一五八三）四月十一日付の古文書（『阿比乃中山 第3号』掲載）に「寸沢嵐」初見の古文書があり、北条氏政公より一貫五〇〇文を、津久井の各村の地侍に与えると言う内容である。そして、寸沢嵐では「平井中作、長田九兵衛」が、若柳は「榎本ちくご」と言う人物に宛がわれている。先記、天正十一年の古文書には寸沢嵐の有力者としても与次右衛門の名前は見られない。その七年後、天正十八（一五九〇）年、徳川家康が閑

東へ入国したが、その二年後の文禄元年（一五九二）、古文書分析から貴志弥兵衛正吉は寸沢嵐郷を私領として処務した事が解かる。また、「阿比乃中山 第3号」「三、寸沢嵐の分村と与次右衛門伝説 その一」の二の口、「天正十一年、慶安二年、元和五年古文書と千木良村當所根元記」での古文書、「恐乍返答書を以申上候御事 慶安二年丑ノ拾月」を紹介したが、その中で「貴志弥兵衛様御意ニテ与次右衛門と申もの先年カ百姓ニ御座候を貴志弥兵衛様御見立被成」とあり、与次右衛門は寸沢嵐郷百姓の中から貴志弥兵衛のお見立てにより名主に抜擢されたとある。与次右衛門はこの頃は未だ小百姓ではあつたが、読み書き算盤に卓越した百姓であるが故、貴志弥兵衛正吉は。郷内の諸役勘定を仕切る名主役として与次右衛門が適任であり、その役を務めさせた事も推察できる。また、貴志弥兵衛が私領地寸沢嵐郷へ自身連れてきた開発百姓である考え方もある。この間、与次右衛門は貴志家から寸沢嵐郷を任せられた名主役として、それなりの自由な采配も許され、個人的には田地も所有していたのである。

またこれに関係して、次号の「寸沢嵐の分村と与次右衛門伝説 その四」に詳細は譲るが、貴志弥兵衛正吉私領時代には、寸沢嵐郷百姓から与次右衛門は名主として田地を名主給分（名主給料）として与えられていた真偽について、寸沢嵐郷百姓と伝説与次右衛門の跡地を後継したとされる孫左衛門（六左衛門の祖父）との出入りがあり、その事が『阿比乃中山 第3号』にも掲載した写真2「恐乍返答書を以申上候御事 慶安二年丑ノ拾月」（公文書館蔵・寸沢嵐村古文書 状⑪別状2）に書かれている。ここでは孫左衛門は与次右衛門は田地を給分として貰つてはいなかつたと主張し、給分であつたと主張する寸沢嵐郷百姓と伊右衛門（若柳村名主）と対立している。この内容は与次右衛門が田地を抱えていて処刑になつた要因として問題がある個所ですが、この際、与次右衛門は次兵衛・喜左衛門と共に御縄入れに際し、案内役を務めている。推測ではあるがこの検地で、貴志家から許されていた与次右衛門所有田地を検地から外したのではないだろうか。いわゆる「隠田 お

「んでん」があり、この発覚が与次右衛門「お仕置」の原因になつたかも知れない。

「隠田」とは、「いんでん」とか「かくしだ」とも読みられ、検地の際、隠していた土地、また幕府に申告しないで開墾した土地を言う。筆者は二十年前から地元の墓地調査を兼ね、各地区各家の江戸時代からの俗名変遷を調査した。その際、古老から現在の若柳地区での小名や地字が慶長九年辰の検地帳に書かれた地字と一致しているかどうか色々聞いて見た事がある。その中で「若柳」地区に「後田」がある事を聞いた。その場所は山に囲まれた地形で、戦国時代、地元有力者が隠棲していた場所と言われる。その後は開墾され田地になつた地である。

この地は若柳村村内にあるが、筆者が墓地調査等で確認したところ、この「後田」傍には江藤姓を持つ家が江戸時代四～五軒存在していた。しかし、昭和初年頃迄には全て離村して行つた。現在に於いても残された江藤家の墓は確認されるが、若柳村内の限られた地で、江戸時代から江藤姓を持つ家が固まつて生活していた事は、殆んどの若柳地区の人達は知らない、平成五年頃の調査時点では古老の話では離散の原因は火事であつた伝えている。

さて、与次右衛門処刑伝説の先述の推測を更に推論して見ると、まず何故に若柳に江藤姓の家があつたのであろうか、それは与次右衛門の田畠が貴志弥兵衛の私領時代若柳村に存在し、これを小作していたのが若柳村内の江藤各家で、当然、その近くには与次右衛門の田地、つまり先述の「後田」も存在していたと思われる。これを元和五年の検地の際、見過ごされていてこの地が「隠田」として発覚、お仕置きと成ったのではと推測するのである。

更に若柳村の検地では慶長九年（一六〇四）辰の「相州津久井領若柳村御地詰帳」が残されている。その後の若柳村の検地帳を探してみたら思いがけず、元和二年（一六一六）九月二十五日の「相州津久井領若柳村新畠改帳」（県公文書館蔵）のコピーしたものがあつた。（写真7・8）元和二年の事なので元和五年の寸沢嵐郷上給検地の三年前の若柳村の耕作人の記載がある。これを筆者作成江戸時代俗名変遷表から分析を試みてみた。その結果、

写真7 元和2年「相州津久井領若柳村新畠改帳」記載

右：善左衛門一寸沢嵐村・家号春日 江藤家 左：源右衛門一寸沢嵐村・家号大西 江藤家

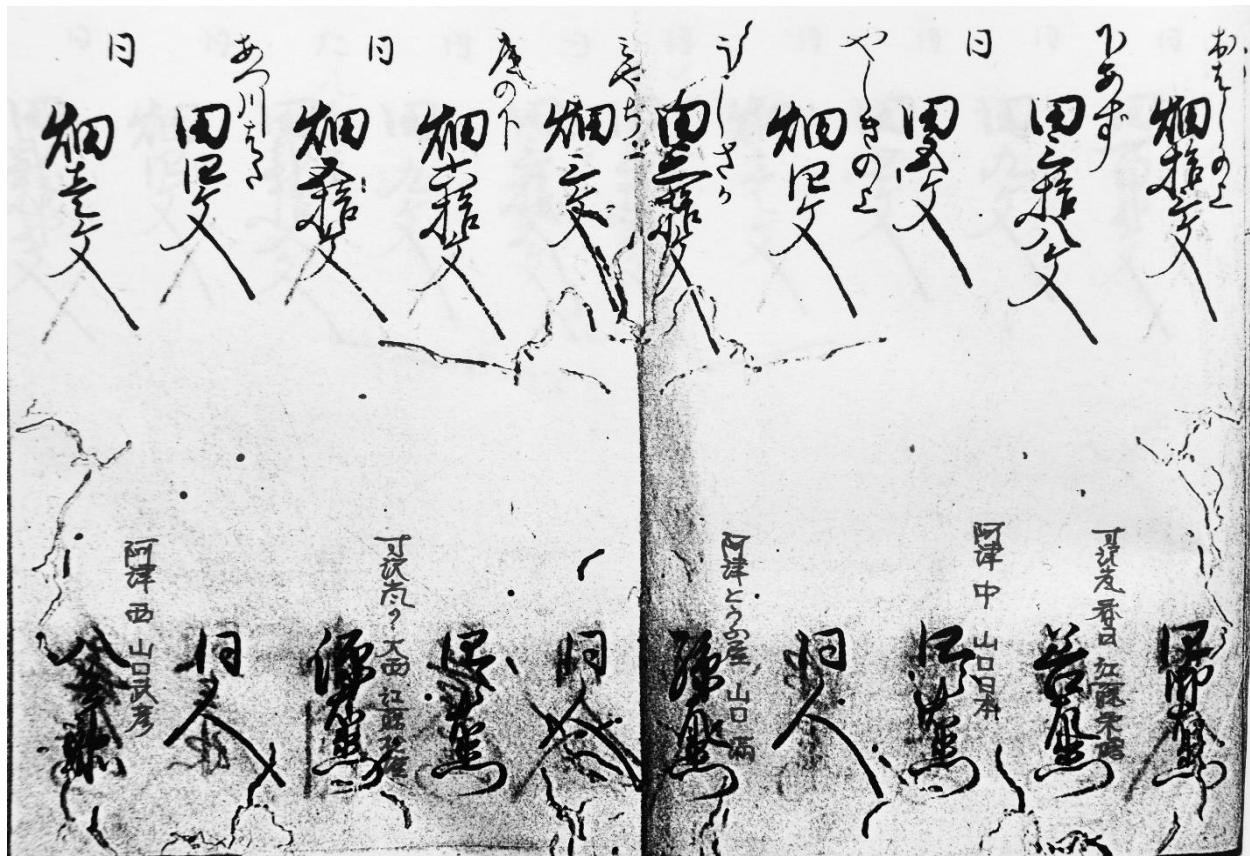
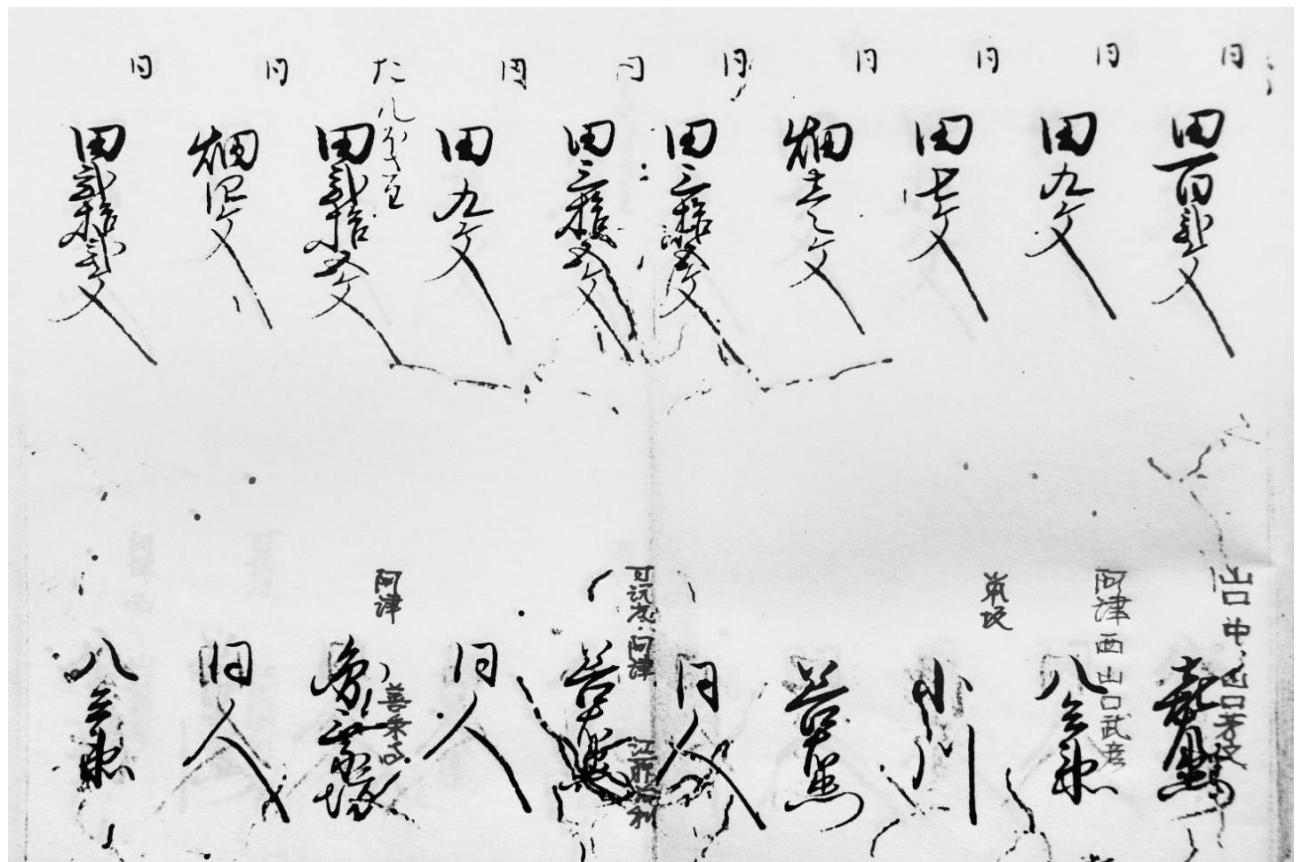


写真8 元和2年「相州津久井領若柳村新畠改帳」記載

中：善右衛門 江藤家



若柳村村内の耕作人の外に、寸沢嵐村百姓と思われる人物が入作し新田開発している記載が見つかった。筆者は慶長九年「相州津久井領若柳村御地詰帳」を分析し、それに掲載耕作人が現代のどの家の先祖なのか調査している。若柳村の検地帳なので若柳地区住人と照らし合わせて見たが、三、四名どうしても若柳村住人に属さない俗名があり空白にしていたのである。今回、与次右衛門伝説のお仕置き原因究明で、寸沢嵐地区内の俗名変遷を辿ると、空白を埋める俗名が確認できたのである。それらの人物は「善左衛門」「善右衛門」「源右衛門」でほぼ若柳村と寸沢嵐村分村の境界となる「阿津川」に沿った地字での「田地」の切り拓きであった。調査の結果、善左衛門は「寸沢嵐村家号・春日の江藤家」、善右衛門は「寸沢嵐村某江藤家」、そして源右衛門は「寸沢嵐村家号・大西 江藤家」がそれに相当した。いずれも若柳村から寸沢嵐村が分村する際の基準となつた阿津川に沿い、田地に適した場所の新田開拓である。記載された寸沢嵐村江藤各家にとつても住居の近辺で、田の開拓には容易な場所である。

余談となるが『阿比乃中山 第五号』「寸沢嵐の分村と与次右衛門伝説その二」のハ、宝源寺と江藤家について、ここで既に述べているが、相模湖歴史研究会員江藤建市家には「長性院秋月道金居士 元龜一年辛未八月十五日 江藤和泉頭」を記す位牌がある。正覚寺の過去帳にも同戒名、同没年月日で「五左衛門先祖 江藤和泉事」と記載がある。寸沢嵐村江藤家にとつて始祖ともいえる人物の様であるが、他に若柳阿津地区の山口英幸家に「長性院殿秋月道金居士 元龜二辛未年八月十八日」の位牌があり、どういう人物かは山口家でも分らない様であった。没月日が八月十五日ではなく十八日、そして、戒名が院号ではなく院殿号となつて相違がある。もし同人物だとすると写真8の右から二番目の「八兵衛」は若柳村阿津の住人で度々組頭も勤める重要な人物である。その分家筋が八右衛門、つまり八右衛門は山口英幸家に相当する。そして写真8の開発田畠の地字は全て若柳阿津川沿いで、そこに寸沢嵐村から江藤家の善右衛門が入作しているのを見ると、八兵衛の分家筋八右衛門にとつて、この当時、与次右衛門や他の江藤家から何らかの便宜が図られ、その縁で江藤家の始祖「長性院殿秋月道金居士」の位牌を奉つたと考えるのは如何であろうか。

さて、若柳村内の寸沢嵐郷が貴志弥兵衛正吉の私領時代には明白な若柳村と寸沢嵐郷の村境というものはなく、寸沢嵐郷の百姓も若柳村内にも自由に入作地を持ち、田畠を耕作していたと思われる。それが貴志弥兵衛正盛が嗣子無く断絶し、寸沢嵐郷が上知され寸沢嵐村が出来る際の元和五年の寸嵐之郷上給検地に於いて、与次右衛門の小作と思われる若柳村内の入作田地の取扱に不正が生じ、古文書には「若柳分寸沢嵐分両村之田地、与次右衛門かゝへ申候か御仕置ニ被仰付」とあるから、先述の若柳村内に江藤家が三ヶ四軒あり、それが与次右衛門の小作地で隠田として発覚、お仕置きに成ったと言う推測説と同様、田地の不正を考えるならば、實際は写真7・8の若柳村新畑改帳に記載の善左衛門や源右衛門、善右衛門の新田地は与次右衛門分の小作地で、それらの若柳分与次右衛門田地の年貢不正が発覚したとも考えられる。

いづれにしても与次右衛門の名が検地帳に現れるのは、元和五年（一六一九）寸嵐之郷上給検地帳と、次に記述する元和四年と思われる「寸沢嵐村新畑午之年改帳」（神奈川県公文書館蔵）だけである。この時代近辺に存在する検地帳が無いのが原因ともなるが、いづれにしても貴志弥兵衛正吉のお見立てで、私領寸沢嵐の名主にもなった与次右衛門の名が、その後、幕府検地帳で散見できないのは不思議で、与次右衛門田畠地の隠し事が原因なのかもれない。旗本貴志家私領時代は、寸沢嵐郷の名主役は大きな権限を持つていた事であろう。検地もなくその名主給分として田地を抱え持つ事は、幕府の干渉もない私領なるが故、また、貴志家の陣屋も置かれない私領地としては自然の成り行きである。

与次右衛門の処刑伝説のその原因のもう一つは、与次右衛門の名前が古文書で見られるのは、先述の様に、元和五年（一六一九）寸嵐之郷上給検地帳である。しかし、年代不詳であるが「寸沢嵐村新畑午之年改帳」（神奈川県公文書館蔵）という古文書がある。この古文書には新畑を開いた場所、その耕作高の貫文記載、下段に耕作人名が記載されている。その中に一筆のみ「阿津？川はた 七文 与次右衛門」の記載があつた。貫文記載であるから慶長～寛永年間頃の改帳である。又、表紙は「寸沢嵐村新畑午之年改帳」

で、「寸沢嵐郷」では無く「寸沢嵐村」と成っている点に疑問が残るが、一般には元和五年の貴志家の上給検地を以て、守屋佐太夫行廣代官のもと寸沢嵐村ができたとされているので、これから推察すると、この古文書の年代は元和五年以降の午歳のものであると考えられる。元和五年以降の午年は寛永七年（一六三〇）で、すでに与次右衛門が元和八年（一六二二）処刑されているので、寛永七年であるならこの古文書に与次右衛門の名はない筈である。しかし、この古文書「寸沢嵐村新畑午之年改帳」に与次右衛門の記載がある事は、元和八年前の午歳の古文書となる。貴志弥兵衛正盛が嗣子無く断絶した元和四年（一六一八）が丁度午歳となつてるので、この元和四年の検地で改め書かれた古文書と思われる。

また、「元和五年（一六一九）寸嵐之郷上給検地帳」と年代不明の先述の「寸沢嵐村新畑午之年改帳」の名請耕作人を照し合せてみると、前者は名請耕作人数は九十二名で、年代不明古文書の後者の耕作者は八十八名である。後者を前者と重ねて見ると前者総耕作人九十二名の約半分弱の四十五名が「寸沢嵐村新畑午之年改帳」の巳・午の「開き耕作人」となり重なつているので、この古文書の年代は「寸沢嵐村」とは書かれているが、貴志弥兵衛正盛が嗣子無く、元和四年（一六一八）午歳の九月朔日に亡くなつた直後かに作成されたもので、御役所への宛先もなく野帳的な「寸沢嵐村新畑午之年改帳」と思われる。

この改帳には畠地の外に田地の記載が七筆あつた。それらの開き田地耕作者は村内の有力者で、また、山口住人で名主喜左衛門分を遠地沼本住人の孫左衛門が開拓という記載もあつた。しかし、元旗本貴志家私領地で寸沢嵐の名主を務めた与次右衛門の開田が一筆のみ「□□川はた 七文 与次右衛門」しかない記載は腑に落ちない所も感じられる。これらを考え合わせると、次の年、元和五年は貴志家断絶により寸沢嵐郷の総検地が行われるが、この際与次右衛門は寸沢嵐郷に貴志家私領当時の名主であるが故に相当な田畠耕作地を持っていた事が推察できる。元和五年の上給検地で村内百姓の面前でお仕置きになつた原因は、私領時代の田地の「隠田」らしきものが存在し、過去の私領貴志家の陣屋もなく、支配も緩やかな私領時代とは違ひ幕府直轄の

代官下、また津久井地元の代官守屋佐太夫としても、地元の不正事件が故に厳しきお咎めを下したのであろうか。

与次右衛門を義人として捉える考え方もあるが、津久井土平治騒動のようにそれにかかわる義民としての古文書の存在もなく、また、現在の伝説が

「処刑された時にお上の役人が誰か親類身寄りの者はないかと尋ねましたが一同之を恐れて名乗つて出る者は無かつたそうです・・・」とある様に村民が見守る中での処刑伝説である。また「お上に納める（年貢）租税の様なものだと思いますが、私共も子供心に聞いた事ですが、この金を横領したと云う事で厳しい取調べの上・・・」とある事は、租税不正はつまり年貢不正、年貢不正是検地不正、そして隠田と結びつく。写真5の古文書初めに記載されているが「若柳分寸沢嵐分両村の田地、与次右衛門が抱え持っていたのか、お仕置きに仰せ付けられ・・・」とある様に、先述の若柳村での江藤家に関する「隠田」や、元和二年（一六一六）の「相州津久井領若柳村新畠改帳」での寸沢嵐郷から若柳村へ江藤家の入作開田が与次右衛門分の小作であつたのではとの推測も考えられる。元和五年の寸沢嵐郷検地では次兵衛・与次右衛門・喜左衛門が案内役を務めていたが、緩い私領時代の名主与次右衛門耕作地に関しての不正が、厳しい幕府直轄の代官時代に寸沢嵐郷上給檢地で発覚し処刑されたのかもしれない、いずれにしても筆者独自の推測である。

写真9・10は寛文五年（一六六五）の「寸沢嵐村辰之御縄地寄帳」（県公文書館　寸沢嵐村別状15・16）である。前記元和五年（一六一九）

「寸嵐之郷上給檢地帳」や「寸沢嵐村新畠午之年改帳」より四十六年後の古文書で、この写真9・10の古文書は写真5・6に出てくる孫右衛門の子孫・金十郎の地寄帳である。寸沢嵐村名主金十郎が与次右衛門処刑後の上地の地寄を記したものが、判り難いが一番右の最初に書かれた表題「寸沢嵐村辰之御縄地寄帳　与次右衛門上地　金十郎分」とある写真9で、写真10の表題は「寸沢嵐村辰之御縄地寄帳　金十郎分」で金十郎分の地寄書上げである。写真9の与次右衛門上地を見ると「田地」としては、●印の「中尾崎下」の一筆しか事が分かる。これに対して与次右衛門処刑後の上地を引継いだ金十郎は写真10の様に、●「吉田」に四筆、「坂下」に二筆の田地

を耕作している。この二つの古文書からも与次右衛門の上地分の田地が一筆しかないのはどうした事であろうか。貴志家私領時代、名主役としての実力者であった与次右衛門の田地が、この様に余にも少ないので不思議である。

ハ、与次右衛門処刑後の上地（闕所地）の行くえ

さて、もう一度、慶安二年（一六四九）の写真5・6の古文書内容から与次右衛門処刑後の田畠「上知」の行くえについて推察を試みて見よう。古文書には「若柳分は弥次右衛門（奥畠鈴木家）に預けられ、別の寸沢嵐分の与次右衛門田地は、守屋佐太夫行広（古佐太夫）様より、守屋四郎左衛門殿を使い、子の三月より我等に預かるべく仰せ付けられたので、お手形をして、預かっていた。田地只今、百姓の言い分の名主給料（名主給分）であるといつても、我等は御年貢漆共に只今迄御公儀様へ納めているにも拘わらず、名主の給料であるとする事は、事実でないことである。」と書かれている。

与次右衛門が処刑されたのは、元和八年（一六二二）であるが、処刑から二十七年後のこの古文書での内容では、若柳分は奥畠鈴木家先祖・弥次右衛門が預かり、寸沢嵐分は沼本の孫左衛門が預かった。百姓達はそれが名主の給料に成つていると問題視している。しかし、孫右衛門はその土地に対しては手形を付け御年貢を上納しているのでそれらの事は百姓の偽りであると反論する。そして、若柳分は弥次右衛門、寸沢嵐分は孫右衛門が預かたとある事は、与次右衛門は確かに両村に田地を所有していた事が、この古文書内容から確認できる。

また、「守屋佐太夫行広（古佐太夫）様より我等一人に与次右衛門田地お預けなされたので、預りの御手形を差し上げていた。名主も仰せ付けられたので、其の後、久兵衛（奥畠鈴木家先祖で弥次右衛門の子）も相名主に仰せ付けられ、御年貢勘定や全ての決済、小手形迄、久兵衛・孫右衛門印を両判して百姓方へ出してきている。」とある。

注目は与次右衛門田地は寸沢嵐村は孫右衛門一人に預けられていたと言う事である。そして、預りの御手形も差し出し、寸沢嵐村名主も仰せ付けら

れ、若柳村名主久兵衛と共に御年貢勘定等全て久兵衛・孫右衛門の両判をして、百姓方へ示しているので、闕所地の与次右衛門田地は孫右衛門の名主給料ではないと主張。皆済手形には寸沢嵐村名主孫右衛門（大谷家先祖）・若柳村名主伊右衛門（先述の鈴木久兵衛の後継が伊右衛門）へと下され、全ての郷中へも損得勘定されている事であり、不正を行つていな事を主張している。与次右衛門処刑の原因は「田地」であった。これらの田地は闕所地として寸沢嵐郷分は寸沢嵐村名主孫左衛門（大谷家先祖）が預かり、若柳分は当初、久兵衛が預かつた事が書かれている。これが現代の与次右衛門伝説でこれを恐れて名乗つて出る者は無かつたが、隅に沼本部落の大谷六左衛門（孫左衛門の子孫）という人が私が親戚だと申し出た」と伝えられ、事実、その後の与次右衛門跡地や墓地に於いても、現在に至るまで六左衛門子孫の大谷家が管理継続して来ているのである。

ここで重要なのは、与次右衛門が両村の田地を抱え持つていた事が、慶安二年の古文書で解かるが、その田地は前記の様に処刑後、寸沢嵐村沼本の孫左衛門（大谷家）が預かつた事である。寛文五年の写真9「寸沢嵐村辰之御縄地寄帳」与次右衛門上知「金十郎分」にある様に寛文五年迄は与次右衛門上知分は、金十郎（孫右衛門子孫）により確かに年貢も納められその皆済手形もあり正當に取り扱われて来ていた。更に与次右衛門上地分のその後について調べてみた。享保三年（一七一八）戊三月の『沼本名寄帳』（横帳 公文書館蔵・元江藤堅一家蔵）の初めに、寸沢嵐村分として沼本六左衛門（金十郎の子）の名があり、次に「寛文四年辰御縄地寄帳 沼本与次右衛門上地六左衛門」と記され、最後に「右之通名主惣百姓地主立合、御水帳書抜相違無御座候ニ而名寄帳請取申候、已上 享保三年戊三月 名主忠兵衛・弥五兵衛・作左衛門」との連印があつた。享保三年時点でも寛文四年の御縄地詰帳を基に与次右衛門上地は、六左衛門が確實に耕作し年貢を納めていたことが確認される。これは与次右衛門処刑から九十六年後の地寄帳である。しかし、それ以後の与次右衛門上地について書かれた検地帳もなく、古文書も確認されていない。

これ以後、時代が下ると「与次右衛門上地分」の田畠は、「与次右衛門分」と言う記載も消された田畠耕作地となり、徐々に与次右衛門の名も忘れ去られ、六左衛門（大谷家）の耕作地に組み込まれていったと思われる。その為、後世になつての伝承が「処刑された時にお上の役人が誰か親類身寄りの者はないかと尋ねましたが一同之を恐れて名乗つて出る者は無かつたそうですが、隅に沼本部落の人大谷六左衛門という人が私が親戚だと申したそうです。その時お役人が、然らば其の方に此の与次右衛門の財産は全部お前に与えると云い渡しがあつて、此の人が頂いたそうです。」とある様に六左衛門が一人で頂いたと言う話に変わつていったのである。しかし、江戸時代の事、年貢を誤魔化し自分のものにしたと言うことではなく、実際、六左衛門は与次右衛門上地の年貢はきちんと納めていたと思われる。以上が与次右衛門処刑後の上地の行くへの考察である。

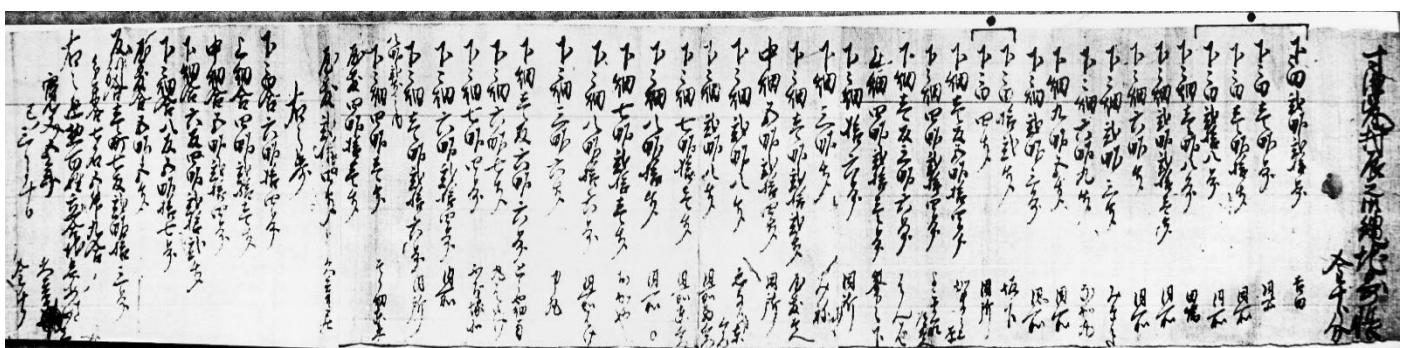
最後になるが、江戸時代中期～後期の検地基準となる寛文四年検地帳、『相州愛甲郡寸沢嵐村御縄打水帳』で、寸沢嵐村百姓の屋敷地記載を見て見ると、与次右衛門闕所地（上地）分を耕作した金十郎は「一」位を争う「縦十二間半×横拾間半 四畝拾壹歩」の屋敷地を持ち、更に「与次右衛門上地金十郎 縦拾間×横八間半 式畝廿五歩 寶源寺」とあって金十郎は江藤家菩提寺の宝源寺もこの頃支配していた様である。また、宝源寺に住居していた記載もある。この事は、すでに『阿比乃中山 第五号』、「三、元和五年寸嵐之郷検地と与次右衛門、そして宝源寺について」のロ、江藤与次右衛門と大谷家で述べているが、「大谷家では亡き男子に対する戒名庵主が明治時代まで続いているが、庵主は一般には「お寺（庵）を守る主人の事であり住持の事であるので、この庵主戒名についてはおそらく江藤与次右衛門の家督を相続した大谷家が、江藤家菩提寺である宝源寺の庵主として、或いは住持として後継していた事を意味している」という筆者の推論にも一致する。

与次右衛門の処刑伝説を当時の古文書を分析し、筆者独自の処刑原因が何であったのか探ってきたが、与次右衛門が悪い人物であつた様に捉えがちで

写真9 寛文5年寸沢嵐村辰之御縄地寄帳 与次右衛門上地 金十郎分



写真10 寛文5年寸沢嵐村辰之御縄地寄帳 金十郎分



あるが、決してそうとは思えない。江戸幕府の幕政は「百姓は生かさぬようく殺さぬように」である。百姓身分の与次右衛門が犯した罪も現在に伝わる伝説にある様に「お上に納める（年貢）租税の様なものだと思いますが、私共も子供心に聞いた事ですが、この金を横領したと云う事で厳しい取調べの上、遂に張付けの刑に処せられ殺された・・・」と言う些細な事であつたのかも知れない。また、与次右衛門の取つた行為が村百姓達にとつては善意の行為が、幕府権力には逆らえず悪事行為とされ处罚される事はこの時代よくある事である。権力の見せしめの為、若柳村・寸沢嵐村百姓が見守る中、村の長として、名主の責任が取られたのかも知れない。

つづく

忘れられた始祖

相模湖町歴史研究会員 江藤建市

我が家の始祖である江藤和泉【元龜二年（一五七一年）八月十五日没 戒名・長性院秋月道金居士】は、実は忘れられた存在だつた。少なくとも私が中学生の時まで我が家では誰も口にすることはなかつた。

平成三十一年相模湖歴史研究会会報「阿比乃中山」第五号に載つた山田正法氏の研究論文「寸沢嵐の分村と与次右衛門伝説 その二」に我が家の始祖に関する新たな知見が載つた。本稿はそのことについて書こうと思う。

我が家の始祖の正式名はどうやら「江藤和泉八郎藤原盛重」と言うらしい。

【我が家の始祖】

現在の正覚寺住職山田正法氏は中学の同級生で、私が中学生の時に彼の家に遊びに行つた。正覚寺は我が家の菩提寺であり、彼の父である当時の住職山田亮因氏が遊びに来た子供の私に古い過去帳を見せてくれた。

我が家は代々「五左衛門」を世襲していたことを教えてください、そして始祖が「江藤和泉」であることを突き止めてくれた。戒名「長性院秋月道金居士」の横に「五左衛門先祖 江藤和泉事」と書いてあつたのを覚えている。



中学生の私にとって世襲名の事も始祖もどちらも初めての知識だった。同時に寸沢嵐地区のどの江藤家よりも一番古い祖先を持つことに感動した。住職自身も百数十もある檀家の内たまたま來た子供の家のために調べなければ、そのことを知らなかつたのかも知れない。

それからしばらく経つたお盆の時だつたと思う、山田住職が我が家を読経

(棚経と言う)のために訪れた。我が家の仏壇の中には真っ黒く煤(すす)けた大ぶりな位牌があつた。ただ黒光りするだけで文字などは全く読めなかつた。それを見て住職が「苛性ソーダで洗つてみなさい」と言つて帰つた。それで私がその通り洗うと文字が浮き出てきた。戒名がいくつも書かれていた。

筆頭に「長性院秋月道金居士 江藤和泉頭」(いづみのかみ—過去帳にはなかつた「頭」の文字がこの位牌には書かれていて、しかもこの頭と言う文字だけ半分彫られている。)と言うお寺で見た通りの戒名と名前が現れたことに感動したのを覚えている。

真っ黒で読めなかつたせいで家の誰もがその始祖を知らなかつた。亡くなつた父だけは隣の江藤家(屋号西)よりも我が家の方が古いと言つていたというので、過去帳からそのことを知つていたのかもしれない。

この位牌には十四の先祖の戒名が書かれている。一番若い年の戒名が明和六年(1769年)一月二日没の華岳貞春信女(五良右衛門母)と芳崖童女だからそれ以後に作られた。筆頭の江藤和泉頭の文字の下には「ト有過去帳」と読める文字が書かれているので、この位牌はお寺の過去帳を見て先祖代々を記入したものであろう。そしてこの頃すでに江藤和泉頭は忘れられた存在だつたことが分かる。他の戒名は死亡年順でなく滅茶苦茶な配列である。

江藤和泉頭(いづみのかみ)がどこからやつてきたのか、どのような人物かは全く不明である。わずかな手がかりは江戸時代に書かれた新編相模風土記中の宝眼寺についての記述である。今では跡形もないが我が家の墓地近くにあつたとされる宝眼寺(宝源寺とも書かれる)に関する記述に短く「宝眼寺、春日山と号す、臨済宗若柳村宝福寺末、開山宗首座、天正三年(1575年)寂月日知れず、本尊文殊」とある。この和尚は没年から考察すると江藤和泉頭と同時代を過ごしたと考えられる。いや宝眼寺は江藤一族の菩提寺であり、江藤和泉頭がこの地に入植してお寺を建てたとするのが合理的な考えである。

寸沢嵐で江藤の苗字を持つ家の中には中丸、下中丸と言つた屋号がある。(戦後しばらくまで上中丸もあつた。) 中丸、下中丸とは本丸近くにある出城や見張り台などの場所を意味する。本家を中心にして、この地方の地侍によく使われる家臣の配置だつた。おそらく一族郎党を引き連れて寸沢嵐地区に入植したに違いない。そして後の伝説の名主江藤与次右衛門はその子孫であろうと考えられる。

ところで「和泉頭」は官途名であるが、普通は「和泉守」の様に書き「頭」の字を当てるのは不可思議だ。和泉は大阪府当たりの地名であり、和泉国の国主と言う意味の官職名を指す。一方「頭」もカミと読むが通常はその前の文字は地名ではなく「雅楽頭(うたのかみ)」、「掃部頭(かもんのかみ)」のように宮中の官局名を書く。

相模原市緑区千木良高立寺跡にある 長性院秋月道金居士
柄藤和泉八郎藤原盛重の墓石



中学の同級生の山田正法氏は後年正覚寺住職を継がれた。それと同時に郷土史に強い関心を持つようになり積極的に研究を始めた。そして寸沢嵐村の成り立ちと江藤与次右衛門伝説を研究する中で江藤家の始祖にも興味を持たれたようだ。

私が昭和六十一年に書いた「相州津久井縣寸沢嵐村江藤氏考」を読んで千木良にも江藤家があることを知り、平成四年に調べに行かれたらしい。

緑区千木良の寺井と言う地区に現在江藤喜八郎家と江藤勇家がある。山田氏には僧侶と言う肩書がある。知らぬ人の家の過去を調べ易いと言うこともあるだろうが、私にはない行動力でこの二家を訪れ、墓地や系図を調べた。その系図には第一代として戒名は書かれていないが「元亀二年八月十五日俗名八郎」があり、第二代としては「道觀禪定門 寛文十二子年八月十二日俗名八左衛門」、以下第十三代の昭和三年までの戒名が書かれていたそうだ。

始祖の後の二代目は我が家が「延宝二年（一六七四年）一月三日没の禪林道宗上座 俗名五左衛門」であるのに対し、千木良の江藤家二代目は「寛文十二年（一六七二年）八月十二日没の道觀禪定門 俗名八左衛門」であり、どちらも初代からそれぞれ百三年、百一年も経っている。与次右衛門の刑死（元和八年一六二二年）からもそれぞれ五十二年、五十年経っている。興味深いことにどちらの戒名にも道の字が入っている。始祖の戒名にも道の字が入っている。すなわち寸沢嵐の江藤家と千木良の江藤家は似たような経過をたどり、同じ始祖を持つことをうかがわせる戒名である。（注・戒名として上座の方が禪定門より上）

山田住職が平成四年千木良の江藤家を調査した時、千木良の江藤家の人々は始祖の八郎が古いと言うことだけは分かつていてもそれ以外は全く知らず、逆に住職にどのような人物か教えて欲しいと問うたそうだ。それほど忘れられた始祖だった。

他方、山田住職は同じ平成四年千木良地区に古くから伝わる「当所根元記」の中に千木良江藤家の由来に関して「寸沢嵐の与二右衛門の弟、五郎兵衛が千木良村の八右衛門分の畠を買い取り、寺井へ住して五郎兵衛を八右衛門に名を改めた・・・」の記述を見つけた。住職はこの与二右衛門が刑死した与次右衛門であろうと推測した。こうして千木良の江藤家は寸沢嵐の江藤家と結びついたのだった。

別件であるが、山田住職は平成十三年千木良の江藤家の墓所を再度調査した。『千木良の変遷』（榎本政市著）の「高立寺」の項に、高立寺跡のすぐ脇に「元亀」の年号の刻まれた墓石があると書かれていたからだった。

場所は新井芳量氏家墓地正面後方の柵外に墓地に接して墓石一基があり、正面に「長性院秋月道金居士 元亀二辛未年 八月十五日」、右側面「施主

柄藤重郎兵衛」、左側面「施主 新井三太夫」、裏面「柄藤和泉八郎藤原盛重」とあつた。千木良の江藤家の後裔に宝永・享保年間に俗名として重郎兵衛があり、その時代に姻戚関係にあつた新井家と江藤家が共同で祖先を祭つて建てたのだろうと住職は推測する。

「江藤」が「柄藤」になつてゐるが、「柄藤」はネットで検索しても一度も見つかることのない苗字だ。「江藤」と書きたかつたが書けない何らかの事情があつたのかもしれない。ともかく不可思議な記述である。(千木良江藤家はこの墓標の人物が始祖の八郎と同一人だと認識していなかつた様子である。)

「江藤」は平安期に生まれたと言われる苗字であるが、ここに登場する「藤原」という姓は予想された姓であつた。(苗字と姓の違いは成書で調べて欲しい。)

「江藤」という苗字は「近江」の「藤原」の意か、「大江氏」と「藤原氏」の婚姻が起源だと言う説がある。ともかく藤原氏由来の苗字であることは先祖も認識していたに違いない。江藤家の家紋が下り藤であるし、菩提寺である宝源寺の山号は春日山である。屋号春日のある家の敷地には春日社もある。奈良の春日大社は藤原氏の氏神を祭つた神社だ。

【阿津地区の山口家の始祖】

寸沢嵐の我が家から少しばかり国道413号を西に下つた所、緑区若柳地区に地字で「阿津」というところがある。国道413号から枝分かれして桂橋に向かう道路との交差点そばに山口英幸氏家がある。山田住職が棚経に訪れた際に偶然見つけたらしいが「長性院殿秋月道金居士 元龜二辛未年八月十八日」の位牌があつた。どういう人物か山口家でも全く分からぬようであつたそうな。

ここでも不可思議なことがある。戒名には仮の位と言うものがあり、江戸時代、院号居士ですら生前は武士階級の者しか与えられない程の相当高い位だが、院殿居士ともなると生前時では大名級に相当する戒名だ。それ以外は

我が家や千木良の始祖と全く同じ戒名である。また死亡の日が十八日とあり三日異なる。細かいところが異なるが江藤家の始祖と同じだと推測された。山口家の先祖が何故江藤家の先祖と共に通かと問われると想像するに、江戸時代は苗字も容易に交代する例が多々あつた。江戸時代は武士と少数の苗字帶刀を許された庶民を除けば、一般庶民は苗字を公に名乗れなかつた。しかし名乗れずともほとんどの庶民が私的に苗字を持つていて、例えば高野山の宿坊の宿帳では津久井から行つた庶民が苗字と名前を書いている。

【三地区三家の共通の始祖】

寸沢嵐の我が家、千木良の江藤家、阿津の山口家の三家はどうやら共通の始祖を持つようだ。戒名や官途名、俗名、死亡年月日などそれぞれが少しづつ不満足な記述、食い違い、不可思議な点を有するが明らかに同一人物、共通の祖だと思う。そして仮の位を示す戒名から推測するに相当位の高い武士だつたに違いない。しかも宝源寺と言う寺を建立するほど財力もあつた方だつたろう。しかし三家に共通するのは、江戸時代はともかく、少なくとも近年では全く忘れられた存在だつたことだ。

そして千木良の江藤家が与次右衛門の弟から始まるとすれば、与次右衛門の先祖も同一人物だつたであろうと考えられる。

【与次右衛門の後継家である大谷家と宝源寺】

与次右衛門の刑死後、闕所地を預かり後継した沼本の大谷孫右衛門の子孫は、自家が昭和三十年代に建設された津久井ダム建設で水没することになり引っ越しを余儀なくされ、現在の相模原市緑区二本松に移つた。大谷家の墓地は元々寸沢嵐の宝源寺の境内の江藤家の墓地の並びにあつたが二本松に引つ越す際に墓石も移された。その中に与次右衛門の墓石も含まれていた。自然に正面「江月永照庵主」、右側面「元和八壬戌 八月十五日」、左側面「江藤與治右衛門」と彫られているそうだ。大谷(善吉)家菩提寺、若柳宝福寺過去帳にも同様の記述があるそうだ。

大谷家では明治まで代々亡き男子に「庵主」と言う戒名がつけられて來た。戒名の「庵主」と言うのは山田住職も見たことのない戒名だそうだ。

「庵主」は一般には「お寺（庵）を守る主人」の事で「住持（住職と同じ）」の事。この「庵主」については住職の見解ではおそらく与次右衛門の家督を相続した大谷家が江藤家菩提寺である宝源寺（宝福寺の末寺）の庵主として、或いは住持として後継していたことを意味するのだろうと推測する。ちなみに住職の調査によると宝源寺は開山（一五七五年）である宗首座から五代までは住持が居たそうだ。延享三年（一七四六年）の住持の名は「文智」であるとの記述があるそうだ。

大谷家の墓地の引つ越しの際、寸沢嵐の元の墓地には江藤与次右衛門以前の江藤家の墓石もあつたそうだが与次右衛門以外の墓石は壊れていたこともあり当地へ埋めてきたと言うことだつた。当地には平成年間に立てられた与次右衛門墓地跡と書かれた記念碑がある。もしも掘り返す機会があれば始祖から与次右衛門までのミッシングリンクが出てくるかも知れない。

以上は平成三十一年相模湖歴史研究会会報「阿比乃中山」第五号の記述を基に表題の主旨に沿つてまとめた。

（平成三十一年四月記す）

令和元年十月十一日

台風十九号 石老山周辺の崩落災害状況写真

令和元年十月十一日、近年の温暖化の影響であろうか大型の台風十九号が神奈川県に上陸、神奈川県中央を横断してこの津久井とくに相模湖周辺は嘗て経験のない未曾有の大暴雨となり、大きな災害をもたらして去つていった。

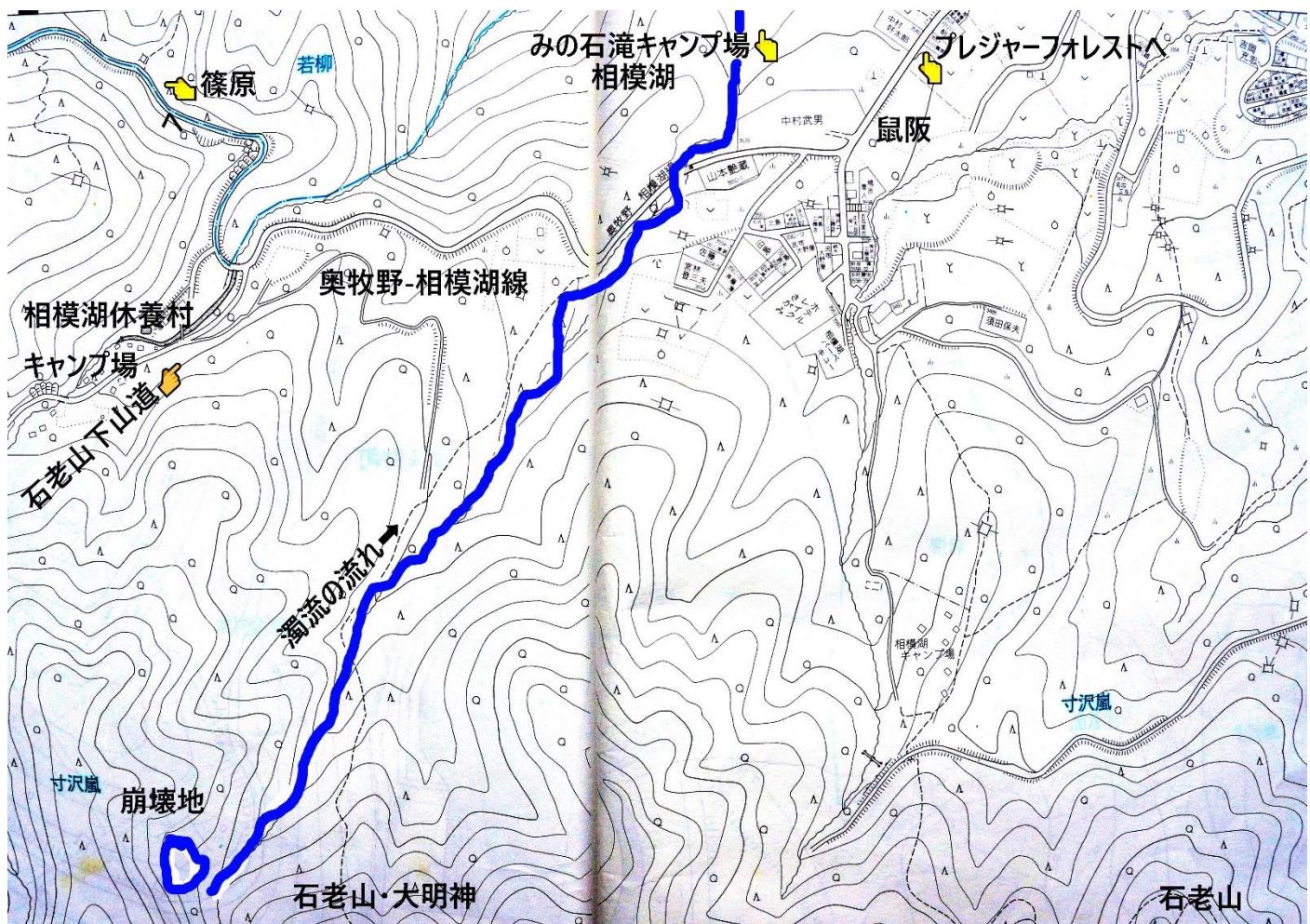
相模湖では石老山に大きな崩落災害があり、石老山顕鏡寺付近では、大雨のため小さな沢や谷に大水が流れ込み激流となり、杉を倒し大きな石を飲み込み寺の本堂や庫裏に多大な損害を与えました。また、これまた相模湖の与

瀬にある高野山真言宗の慈眼寺も西にある墓地周辺が崩壊し泥流が中央道へ流れ込み一週間ほど中央高速道路が通行止めになりました。

相模湖のプレジャーフォレスト入口から鼠坂—藤野篠原へ通じる県道五七号線（奥牧野—相模湖線）で、鼠坂の集落が途切れて最初の沢も石老の峰の植林された杉林が大きく崩壊し、木を倒し石老の岩石と共に山を削り泥流となつて道を塞ぎ、「みのいしキャンプ場」まで泥流が降り落ちて、キャンプ場も大きな被害と成了りました。

筆者は石老山の成り立ちや地層に興味がある事から先日、記録として留めようとその状況を撮影しました。崩壊の峰近くは粘板岩でその上に柱状節理の岩石が覆い、其上に土が堆積し杉が植林されているので、その層の間に多くの水が流れた為、表層崩壊に繋がつたようです。写真はコピー印刷なので明白さに欠けます。ご了承お願いします。





石老山中腹崩壊地の先端状況。粘板岩の上に柱状節理の岩石があり、この間に水が滲み込み崩壊をもたらした。この岩の上の土に杉が植樹されている。



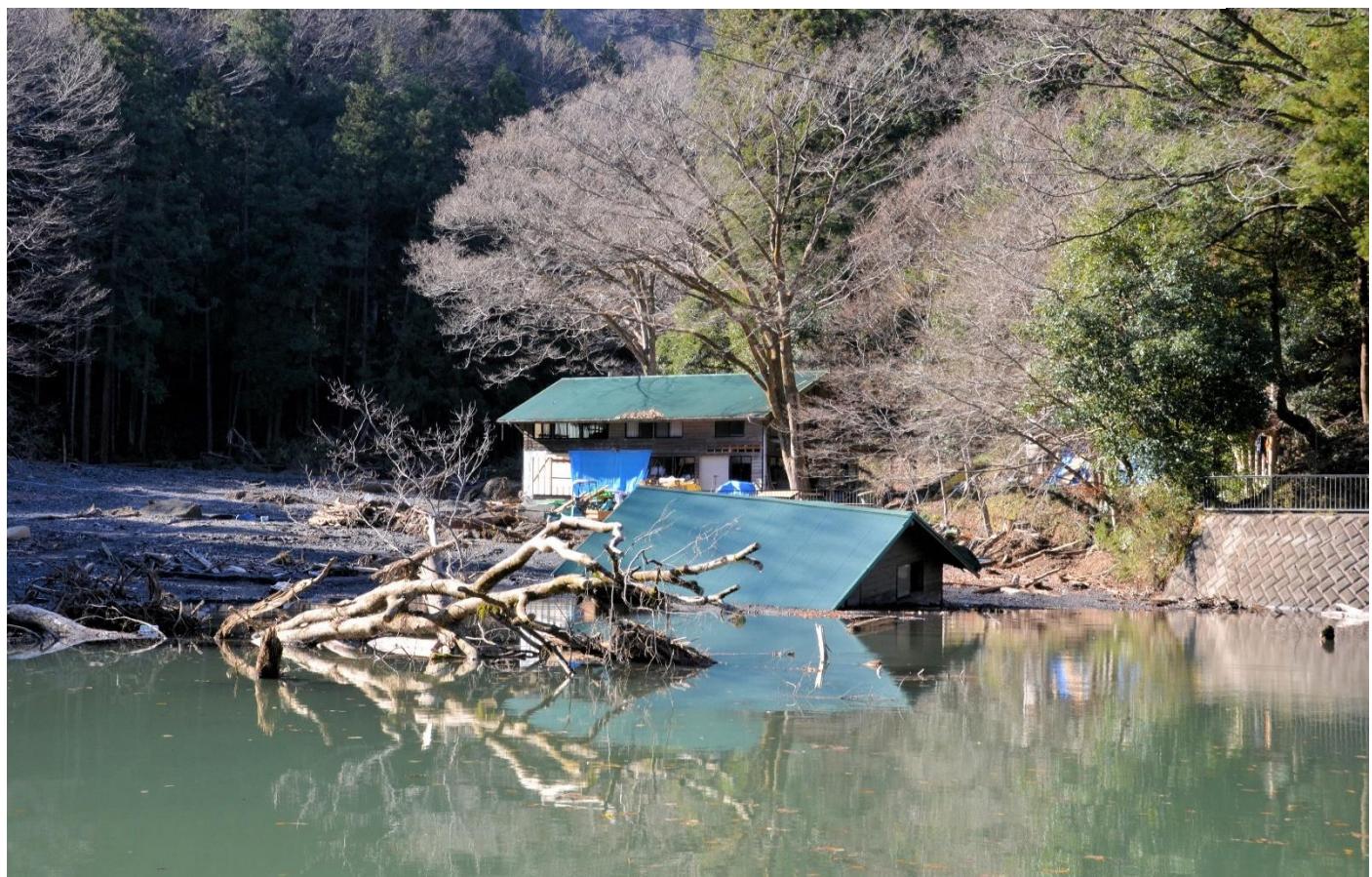
奥牧野-相模湖線（県道 517） プレジャーフォレストから入り鼠坂地区を過ぎた
最初の沢に、石老山中腹の崖の崩壊により濁流が押し寄せ、道路を塞ぐ。



粘板岩の上の柱状節理の岩石。左上部の杉林が最初の崩壊となり、大崩壊に繋がった。



石老山中腹の岩石と濁流が県道を乗り越え、相模湖畔にある「みの石滝キャンプ場」まで押し出し大被害をもたらした。



石老山顕鏡寺の本堂門前に岩と土砂が押し寄せ大被害となつた



編集後記

第七号最初は、一昨年、平成三十年の五月六日、毎年恒例の歴史研究会内郷散策、第四回若柳地区のレポートで、会員石川次郎さんにいつも担当をお願いしている。歴史研究会の記録は会長も常に保存しているが、今回はそれも同内容だが掲載した。

「寸沢嵐の分村と与次右衛門伝説 その三」は今号で終了の筈であったが、追加分の古文書が残り、次号第八号で掲載して完結のつもりである。執筆中に会員の江藤建市氏から「忘れられた始祖」と言う与次右衛門にも関りもある先祖「長性院秋月道金居士」に関する執筆もあり、急遽、この第七号に掲載した。今号は江藤与次右衛門関係の事で終わりとなつたが、第八号では「柳田国男の内郷村調査」に関係した郷土会会員方の調査記録の執筆が残されていてそれらを、会報に掲載して見ようと思う。

追加掲載として、令和元年十月十一日、台風十九号が神奈川に上陸、特に相模湖地区の石老山周辺は未曾有の洪水・崩壊・濁流被害があり、道路はもちろん顕鏡寺も大きな被害となつた。筆者は後世への記録として遺すべく、泥流崩壊の地へ行き、写真を記録した。その一部を記載して見た。

相模湖歴史研究会会員は常に募集中です。直接、毎月の第二土曜日、時間は夜七時から九時迄、直接、山口の正覚寺へお越し頂いても結構です。また前もつて詳細を聞きたい人は、次の会員へ連絡して頂いても結構です。
山口 (042-685-3330) 石川 (042-685-0649) 山田 (042-685-1145)
(山田記)

阿比乃中山

第七号 令和二年（2020）三月一日発行
創刊号 平成二十九年（1017）三月一日
発行所 相模原市緑区若柳一四三〇
正覚寺内 五〇四一六八五一一四五